平成２９年（フ）第５５０号
大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺477番地１コスモスの家　田尻
債務者　冨田　栄二
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２９年（フ）第４８４号
熊本市中央区本荘３丁目１番16号　枝尾マンション303号
債務者　林田ひとみ
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年１月31日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１８４１号
北海道江別市野幌住吉町38番地の14　ソレイユ102、申立時の住所札幌市西区八軒７条東４丁目４番15号
債務者　小山　良枝
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１１０号
札幌市西区琴似１条４丁目１番11―107号
債務者　畑谷　規博
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１２６号
札幌市中央区南20条西８丁目２番３―106号
債務者　野口あゆみ（旧姓對馬）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４２号
札幌市西区八軒10条西２丁目７番12―203号
債務者　山岡　博通
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１４８号
札幌市東区北18条東18丁目３番29号
債務者　廣部理香子
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６２号
北海道江別市見晴台49番地の２　コーポ見晴台102
債務者　清水　龍彦
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１６８号
札幌市東区北34条東28丁目５番１―107号
債務者　小澤　真介
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７４号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―406号
債務者　石黒　雅之
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１７５号
札幌市白石区平和通10丁目北５番18―406号
債務者　石黒義淑こと　ＣＨＵ　ＥＵＩＳＯＯＫ　秋　　義淑
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２１９１号
札幌市東区東苗穂３条１丁目３番50―217号
債務者　福江　真弓
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２００号
札幌市東区伏古４条３丁目１番25号　グリーンピア伏古102号
債務者　菅原千恵美（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２２０５号
札幌市北区屯田７条３丁目１番21―101号
債務者　久禰田雪恵（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第５０号
北海道滝川市江部乙町西12丁目12番13号
債務者　杉浦　友恵
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２９年（フ）第２２７号
釧路市鳥取南５丁目２番１号、申立前の住所東京都豊島区北大塚３丁目23番２号　パークフラット　208号
債務者　松村　英邦
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
釧路地方裁判所

平成２９年（フ）第２５１号
釧路市若竹町16番８号　岩田マンション２階左
債務者　渡邉新一郎
1　決定年月日時　平成29年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月１日まで
釧路地方裁判所